

道路交通法の自転車に関連する部分が一部改正されます

自転車に安全に乗っていただくために知っておきましょう



奈良県警察

平成25年6月14日
公布

改正ポイント①
ブレーキを備えていない自転車に対する
ルールが強化されます！！

ブレーキを備えていない自転車(いわゆるピストなど)を運転していると警察官に、次のことを命じられることがあります

- ・停止
- ・ブレーキについての検査
- ・応急処置
- ・運転中止

※公布から6月以内に施行されます

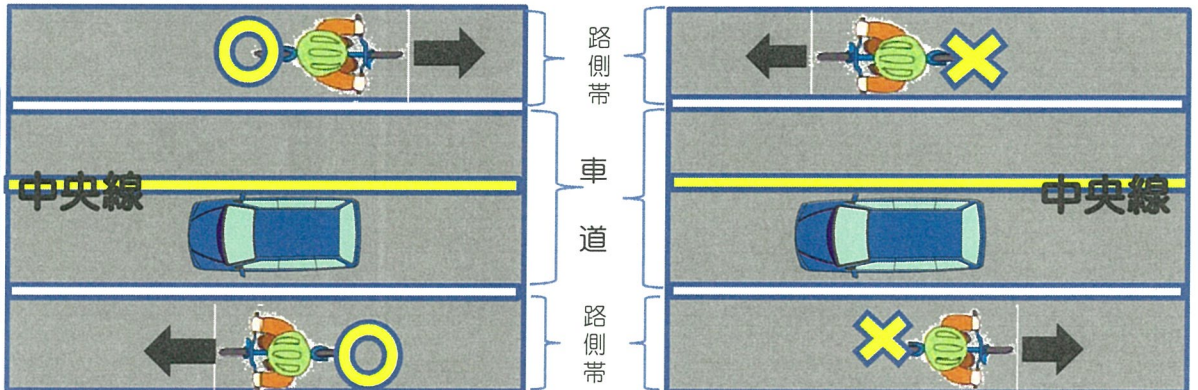
命令に従わない場合は5万円以下の罰金！



改正ポイント②
自転車の路側帯通行を道路左側に限定します！！

自転車などの軽車両の通行は、道路の左側部分に限られます
(ただし自転車などが走っても良い路側帯に限りません)

違反したら
3月以下の
懲役又は
5万円以下
の罰金
です



※公布から6月以内に施行されます

改正ポイント③
悪質な違反を繰り返す自転車運転者に
安全講習を義務づけます！！

公安委員会は、交通に危険を及ぼす

- ・信号無視
- ・遮断機が下りているのに踏切に立ち入る

などの違反行為を繰り返す自転車運転者に

「自転車運転者講習」の受講を命じることがあります

講習を受けなかったら
どうなるの？

※公布から2年以内に施行されます

5万円以下の罰金だよ！



自転車も交通事故をおこせば責任を問われます！！